

三島市屋外広告物誘導整備地区「三嶋大社周辺地区」許可基準の概要

- I. 一般広告物や一部の案内広告物（屋上・突出・壁面・塀利用）は掲出不可。
 II. 案内広告物（野立）の掲出基準（概要）を以下に記載。

<p>表示面積 1.0 m²以内（片面） （※同一の寸法及び形状の案内広告を、裏側が見えないように表示する場合に限り、両面可）</p>	<p>案内距離 案内図板等の設置場所から、当該案内図板等に表示されている全ての事業所等の敷地までの道のり 2.0km 以内</p>	<p>相互間距離 同一の氏名、名称、店名、商標、事業の内容、営業の内容を表示する広告物は相互間の距離が10m 以上</p>		
			<p>板面の縦の長さ 0.8m以下 板面の横の長さ 「縦<横」</p>	
			<p>全体の高さ（広告板+脚） ・高さは地上 2.0m 以下</p>	<p>色彩(板面) ①幹線道路沿い(県道 21、22 号) ・色相指定なし ・明度 2 以上 ・彩度 4 以下(0~5R、5~10Y)、5 以下(5~10R、0~5Y)、6 以下(0~10YR)、3 以下(その他) ②その他地域 ・色相 10R~10Y ・明度 7 以下 (板面の半分以上を明度 4 以下不可) ・彩度 3 以下又は無彩色。 ※両方の規制に該当した場合、『その他地域』を適用。</p>
<p>表示内容 写真、絵(イラスト、商標等)は表示してはならない。</p>	<p>電飾設備 動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出した物(案内広告を直接照らすものを除く。)は使用不可</p>	<p>板面で使用できる色数 ・地 1色(※特例あり) ・文字、地図、矢印 3色以内</p>		
<table border="1"> <tr> <td>案内表示の面積</td> <td>地図・矢印</td> </tr> <tr> <td>板面の表示面積の1/3以上</td> <td>地図又は矢印を表示</td> </tr> </table>			案内表示の面積	地図・矢印
案内表示の面積	地図・矢印			
板面の表示面積の1/3以上	地図又は矢印を表示			
<p>【既存不適格広告物の取扱い】 現在、地区内において、表示等の許可を受けて表示している案内図板等については、屋外広告物誘導整備地区に指定された日（平成 29 年 12 月 26 日）から 3 年間（平成 32 年 12 月 25 日まで）は、引き続きこれらを表示し、または設置することができます。 <u>※注意 更新の日から 3 年間ではありません</u></p>				